

京都市メディア支援センター運営支援業務 委託仕様書

1 委託業務名

京都市メディア支援センター運営支援業務

2 目的

「映画のまち・京都」において映画文化・産業及び観光振興を目的に、フィルム・コミッショニング機能、ロケツーリズムの推進、国内メディアの取材支援、写真・画像の提供等の業務を行う「京都市メディア支援センター」の機能を高めること。

3 委託業務の内容

(1) 京都市メディア支援センターウェブサイト保守・管理業務

- ・ウェブサイト（以下、「本システム」という。）のシステム保守
- ・ブログバックアップメンテナンス
- ・本システムの更新管理（年間メンテナンス費用（ムーバブルタイプのバージョンアップなど）含む）

※本システムは発注者が指定するサーバーに格納すること。

※受注者は京都市情報セキュリティ対策基準に準拠した設備を有すること。

※現状環境:CPU2Core (vCPU)、メモリ 4GB、ディスク 130GB、OS:FreeBSD、MW:Apache、PostgreSQL、MySQL、PHP

(2) 本システムの運営支援業務

- ・京都市メディア支援センターの機能向上に資するシステム開発やデザインを提案し、発注者と調整のうえ本システムに追加すること。
- ・アクセス数の現状分析及びアクセス数増加に資する提案を行うこと。
- ・その他、ユーザーの利便性向上を促進するためのデザイン変更も含めた、本システムの充実に関する提案を行うこと。

(3) 京都市メディア支援センターにおけるロケ支援の効果測定業務

- ・広告換算額の算定などロケ支援の効果測定を実施すること。

なお、ロケ支援の結果、京都が露出した媒体等の情報については京都市メディア支援センターから提供する。（年間200件程度。なお、提供する件数については、変動する場合がある。）

(4) 「映画のまち・京都」の発信や京都市メディア支援センターにおける支援作品のPR業務

- ・フォトライブラリーへの写真更新業務（アップロード作業）
- ・登録されているロケ地情報の整理・更新（京都市管理施設を除く450件程度。なお、整理・更新件数については、変動する場合がある。）
- ・京都市メディア支援センター支援作品のPRに係る制作業務

4 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、発注者の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受注者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(4) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として発注者に帰属させるものとする。